

性能・機能及び技術等の評価得点配分表

項目番号	評価項目	得点
I. 仕様書概要 4 その他 4.1.3	本契約後、国立大学法人会計基準、法令等の変更により仕様書に記載する事項に変更が生じたときの取扱いは、本学と受注者が協議して定める。 ・過去5年（令和元年度以降）で、上記基準や関係法令の変更に係るパッケージ対応実績を有する場合は、得点を与える。	10
II. 調達品の技術要件 【性能、機能に関する要件】 2 システムの機能要件 2.1.2	提案するシステムは、信頼性及び汎用性の観点から国立大学法人への導入実績を3法人以上有すること。また、他社製品から、データ移行を含めたシステム構築実績を有すること。 ・提案するシステムについて、10法人以上の稼働実績を有する場合は、得点を与える。（10～20法人は5点、21～40法人は7点、41法人以上は10点） ・過去5年間（令和元年度以降）で、他社製財務会計システムから、データ移行作業を含めたシステム構築をした実績（自社製財務会計システムの更新、データ移行作業、システム構築実績を含む。）を国立大学法人及び大学共同利用機関法人において実績を有する場合は、得点を与える。	10
II. 調達物品の技術的要件 【性能、機能に関する要件】 2 システムの機能要件 2.18.2.6	現在本学で稼働している現行財務会計システムから新システムへの全データ移行は2025年9月30日までに完了すること。全データとは、2.18.2.6に記載しているデータとし、データ移行に係るすべての費用を本調達に含めること。また、現行システムからのデータ抽出及びデータ移行に係るデータ加工については、受注者の責任において実施すること。 ・移行計画、方針について明確な提案があることを提案書内で証明できたと本学が判断した場合は、得点を与える。 ・データ移行について、本学担当者がデータ加工等をせずにデータを移行できる等、本学担当者に負担をかけない具体的な提案が提案書内で明確に証明できたと本学が判断した場合は、得点を与える。（両方を満たす場合は10点。どちらかを満たす場合は5点。）	10
II. 調達物品の技術的要件 【性能、機能に関する要件】 2 システムの機能要件 2.18.2.3	移行に関しては十分なリハーサルを行い、本番データの移行は3日以内で実施すること。実現可能な移行作業手順及びタイムスケジュールを提示すること。 ・適正かつ実現性の高い移行手順及びタイムスケジュールを提案し、2日以内で実施することが可能であることが提案書内で明確に証明できたと本学が判断した場合は、得点を与える。	10
II. 調達物品の技術的要件 【性能、機能以外に関する要件】 1 性能、機能以外に関する要件 1.3	本調達に係るサーバ環境を、本学が提供するクラウド基盤上に構築するものとする。なお、クラウド基盤については別途調達予定のため、仕様については参考資料を参照すること。 ・過去5年（令和元年度以降）で、提案するシステムをクラウド基盤上に構築した実績を有する場合は、得点を与える。	10
II. 調達物品の技術的要件 【性能、機能以外に関する要件】 1 性能、機能以外に関する要件 1.4.1	システム構築後、すべてのサーバ機能について、以下のとおり導入時セキュリティ診断を受けること。 発注者が選定した第三者による脆弱性診断を受け入れること。診断の対象は本番環境とする。 同診断の実施に必要な情報の提供やその他の照会等について、発注者の指示に従って協力すること。 脆弱性が発見された場合、改修や防御策の適用、その実施スケジュール等を発注者と協議の上で対応すること。 ・提案するシステムを構築する際に、発注者が選定した第三者による脆弱性診断を受け入れた実績を有する場合は、得点を与える。	5
II. 調達物品の技術的要件 【性能、機能以外に関する要件】 1 性能、機能以外に関する要件 1.6.2	障害時の問合せ、保守体制、本学での運用をサポートする体制を有すること。なお、運用・保守に関する技術的な質問に対し、電子メール等により対応する体制を有すること。 ・本学専用の窓口を設けることが提案書内で明確に証明できたと本学が判断した場合は、得点を与える。	10
II. 調達物品の技術的要件 【性能、機能以外に関する要件】 1 性能、機能以外に関する要件 1.6.6	平日（「国立大学法人一橋大学職員勤務時間、休日及び休暇等に関する規程」第7条に規定する休日を除く。）9時00分～17時00分の時間帯における本システムの障害に対して、本学からの連絡、監視によって1時間以内に初期対応を開始し、現地対応が必要な場合は、本学と調整の上、速やかに対応を行う体制を有すること。 ・初期対応、現地対応を行う者が提案システムの十分な構築・サポート実績を有し、本学と同等規模の財務会計システム構築経験者である場合は、得点を与える。	10
II. 調達物品の技術的要件 【性能、機能以外に関する要件】 1 性能、機能以外に関する要件 1.6.8	システムの運用状況、品質保証(QA)・障害状況等の全体についての情報共有を行うため、本学担当職員との年1回程度の定例会を行う体制を有すること。 ・本学担当職員との定例会について、年2回以上行うことが提案書内で明確に証明できたと本学が判断した場合は、得点を与える。（2～5回は5点、6回以上は10点）	10
ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況	以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により得点を与える。（複数の区分での合算はしない。） ① 女性の就業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定）等 ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝2点 ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝3点 ・認定段階3＝4点 ・プラチナえるぼし認定＝5点 ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）＝1点 ② 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（トライくるみん認定企業・くるみん認定企業・プラチナ認定企業） ・トライくるみん認定＝3点 ・くるみん認定＝3点 ・プラチナくるみん認定＝5点 ・くるみん認定（平成29年3月31日までの基準）＝2点 ③ 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定 ・ユースエール認定＝4点 ④ 外国法人については、内閣府によるワーク・ライフ・バランス等推進企業認定等相当確認を受けていること。 （相当する各認定等に準じて評価する）＝最大4点 ⑤ 上記に該当する認定等を有しない。＝0点	5
計		100